持続可能な観光地域づくり推進事業
プロポーザル実施要領

１　適用

本要領は、公益財団法人仙台観光国際協会（以下「協会」という。）が実施する「持続可能な観光地域づくり推進事業」を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等に必要な事項を定めるものとする。

２　事業の概要

（１）事業名

持続可能な観光地域づくり推進事業

（２）事業内容

別紙仕様書のとおり

（３）事業期間

契約締結日から令和９年３月３１日（水）まで

（４）委託限度額

２，９９０，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

※企画提案額には、本業務に必要な人件費、専門家等への謝金・旅費、会場費、機材費、資料作成費、広報・参加者対応費、交通費その他一切の経費を含めること。

３　提案書作成に関する留意点

（１）費用負担

企画提案等の応募に関わる全ての経費は、参加事業者の負担とする。

（２）提出書類の取り扱いおよび著作権

提出書類の著作権は、それぞれの参加事業者に帰属するものとし、協会が参加事業者に無断で本募集以外の目的での提出書類の使用ならびに情報の提供を行わない。

（３）特許権

提案内容に含まれる特許権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている権利を使用した際に生じた責任は、参加事業者が負うものとする。

（４）複数提案の禁止

参加事業者は、複数の提案を行うことはできない。

（５）提出期限の厳守

提出期限後の提出および再提出は認めない。

（６）虚偽の記載の禁止

提案書へ虚偽の記載は禁止とし、虚偽の記載が確認された場合は、提出した企画提案書は失格とする。

（７）関係者との接触の禁止

本要領に関する問合せは協会に行うこと。また、応募に関する質問や書類の提出などを除き、本業務に従事する職員との本申請に関連する接触を禁止する。

（８）言語

提出書等に使用する言語は日本語とする。

4 スケジュール（予定）

（１）プロポーザル公募開始　令和８年 11 月 17 日（火）

（２）企画提案書作成等に関する質問受付期限　令和８年 11 月 20 日（金）12 時（正午）

（３）企画提案書作成等に関する質問への回答　令和８年 11 月 25 日（水）

（４）参加に係る企画提案等書類提出期限　令和８年 12 月２日（水）12 時（正午）

（５）企画提案書の審査（プレゼンテーション）　令和８年 12 月８日（火）

（６）選考結果の通知（受託候補事業者決定）　令和８年 12 月９日（水）

（７）契約締結および事業履行開始　令和８年 12 月上旬

※審査会等日程が変更となる場合は、参加事業者に対し事前に通知を行う。

※応募が多数となった場合は、事前の書類選考による一次選考を行うものとし、審査会実施前に参加事業者に対し個別に通知を行う。

5　説明会

本事業に関する説明会は開催しない。

6　質問および回答

（１）提出期限

令和８年 11 月 20 日（金）12 時まで

（２）提出方法

① 質問書（任意様式）により、電子メールにて提出すること。電話、FAX、持参等は認めない。

② 電子メールの題名に「持続可能な観光地域づくり推進事業」と明記すること。

③ 電子メール送信後、電話で観光地域づくり推進課にメール着信を確認すること。

④ 提出先については、７（２）⑤のとおり。

（３）回答方法

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和８年 11 月 25 日（水）に仙台市観光情報サイト「せんだい旅日和」ホームページにて公開する。

7　提案の手続き等に関する要件

（1）参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、下記①～⑥に掲げる要件を全て満たしている者とする。

① 仙台市内に本店・支店等を有すること。

② 当該業務を適確に遂行する能力を有し、円滑な履行体制が整備されていること。

③ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき更正手続き開始、又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

④ 当該事業の公示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。

⑤ 国税、都道府県民税、市町村民税の未納及び滞納をしていないこと。

⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員 （以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

（2）参加に係る必要書類の提出

①提出書類：

【参加に係る申請書類】

・参加申込書（様式集第１号様式１）

・誓約書（様式集第１号様式２）

・見積書（消費税及び地方消費税を含む）※任意様式

※明細書として項目毎に区分し、金額を記載すること。

※各項目については税抜価格で記載し、消費税は最後に加算するものとする。

・その他（会社概要や団体等の詳細が分かる資料）

【参加に係る企画提案等書類】

・企画提案書（任意様式）

企画提案書は別紙仕様書を遵守の上、下記の観点を踏まえて構成すること。

また、書類はA4判印刷とし、カラー印刷も可能。表紙と目次を除き30ページ以内で提出すること。

【企画提案書に記載する事項】

本プロポーザル参加者は、次の事項を企画提案書に記載する。提出方法、審査基準及び審査日程は別途定める募集要領による。

ア）本業務の理解、目的達成に向けた基本方針及び実施手順

イ）運用ハンドブック（初版）の構成案、実用性・更新性を確保する方法及び事業者意見の反映方法

ウ）フォーラムのテーマ、プログラム、登壇者構成案、机上検討の進め方及び参加者募集・運営方法

エ）能登半島地震、熊本地震等の事例調査方法と出典の確認方針
オ）業務実施体制、担当者の経験・実績及び関係者調整の方法
カ）業務工程、協会との協議時期、各成果物の提出・確認時期
キ）経費内訳及び提案額（税込）。上限額以内とし、すべての必要経費を含めること
ク）個人情報、機密情報、著作権及び第三者資料の取扱方法

②提出部数：6 部

③提出期限：令和 8 年 12 月 1 日（火）12 時まで

④提出方法：

企画提案を行う者は、持参又は郵送により提出し、持参の場合は、土日祝日を除く 9 時から 17 時までに提出すること。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」の旨を記載し、書留郵便などの配達の記録が分かる方法により、期限までに到達するよう提出すること。

⑤ 提出先：

公益財団法人仙台観光国際協会　観光地域づくり推進課　髙内　宛
住所：仙台市青葉区一番町 3-3-20 京阪仙台一番町ビル 6 階
電話： 022-268-9568 ／ FAX： 022-268-6252
メールアドレス： chiiki_info@sentia-sendai.jp

（3）参加資格の喪失

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

①（1）の参加資格を満たさなくなった場合
②提出書類等に虚偽の記載があった場合
③審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、9（4）の審査委員会が失格と認めた場合
④参加事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
⑤参加事業者プレゼンテーションに正当な理由なしに参加しなかった場合

8　プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することが出来ないと協会が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる一切の経費は協会に請求できない。

9　提案の審査方法及び契約の方法

（1）企画提案の審査

審査は非公開とし、企画提案書に基づいた参加事業者のプレゼンテーションによる審査を実施する。但し、応募が多数となった場合は、9（4）の審査委員会により事前の書類選考による一次選考を行うものとし、上位 4 者程度を予め選定したうえでその者のみで審査会を実施する場合がある。

（2）プレゼンテーション

参加事業者プレゼンテーション審査を次のとおり実施する。

日　　時：令和 8 年 12 月 8 日（火）10 時から（予定）

場　　所：公益財団法人仙台観光国際協会 4 階会議室

（仙台市青葉区一番町 3-3-20 京阪仙台一番町ビル 4 階）

出 席 者：3 名以内

実施方法：対面（予定）

※プレゼンテーションに関する詳細は別途通知する。

（3）実施方法

①参加事業者プレゼンテーション及び補足説明

※事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は 原則として認めないものとする。

※1 参加事業者あたりの持ち時間は、20 分以内（説明 10 分、質疑応答 10 分）とし、協会が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。

②質疑応答

（4）審査委員会の設置

①審査委員会及び事務局の設置

参加事業者から提出された提案書の審査を行い、受託候補事業者の決定を行うため、審査委員会を設置する。また、事務局は協会に設置するものとする。

②審査委員会の構成

審査委員会は、協会及び仙台市文化観光局の職員からなる審査委員により構成する。

（5）審査の決定方法

上記（4）の審査委員会が、プレゼンテーションをふまえ、提案書の内容について、（7）の審査項目を（6）の方法によって総合的に評価し、優れていると判断される事業者を 1 者選定し受託候補事業者とする。

（6）審査の評価方法

① 1 点から 5 点までの 5 段階評価で採点を行い、委員による配点の合計点数（合計 100 点）を集計のうえ、委員間で協議し、決定する。

②同一点数により 1 者を特定できない場合には、評価基準の評価項目「事業の実現性と適確性」と「提案内容の具体性と優良性」の合計点数が最も高い企画提案者を受託候補者として特定する。「事業の実現性と適確性」と「提案内容の具体性と優良性」の合計点数も同点の場合には、見積額の最も低い企画提案者を受託候補者として特定する。

③プロポーザル参加業者が 1 者の場合、審査委員会において委員全員の得点の総計が 6 割以上に達した場合に、当該参加事業者を受託候補者として特定する。

※採点基準

５：特に優れている、４：優れている、３：普通、２：劣っている、１：特に劣っている

（7）審査項目

審査は次の項目により評価するものとする。

項目	内容	配点
事業目的との整合性	・本業務の目的が理解できているか、目的達成のための基本方針がわかりやすく記載されているか。 ・業務の目的やコンセプトを理解し、より効果が見込まれる魅力的な提案か。仕様書や要領に基づいた内容か。	20 点
事業の実現性と適確性	・仕様書に示す業務内容、目的及び実施条件を十分に理解した提案となっているか。 ・実施手順とスケジュールが無理なく具体的に示されているか。 ・業務を確実に遂行するための実施体制、担当者の役割及び類似業務の実績が示されているか。 ・フォーラムについて、講師等は専門分野や経験、担当内容が明確で、適切な人材を確保できるかなど、必要な業務を実行できる計画となっているか。	25 点
提案内容の具体性と優良性	・フォーラムの目的、対象者、プログラム、所要時間及び運営方法が具体的に示されているか。 ・運用ハンドブック（初版）に、観光危機管理マニュアルを踏まえた必要な取り組みの掲載が想定されているか。 ・フォーラムで得られた意見や検討結果を運用ハンドブック（初版）に反映し、参加者の理解度や行動意識を確認する方法が提案されているか。	30 点
事業の分析力と独自性	・観光事業者等が発災時に迷いやすい点や、現場で必要となる対応を的確に捉えているか。 ・中心部や郊外などエリア毎の分析や対応について明記されているか。 ・他地域の事例を適切に分析しているか。 ・独自の知見や手法を活用し、事業者が初動・連絡行動を具体的に考え、実践につなげるための工夫が提案されているか。	20 点
費用の妥当性	・提案内容に応じた所要額が適切な額に見積られているか	5 点

（8）審査結果

①審査を受けた各事業者に対し、令和 8 年 12 月 9 日（水）までにメールまたは電話にて審査結果を通知する。また、同日文書による結果通知を発送する。

②非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から 5 日以内（土曜日、日曜日および祝日を除く）に協会宛に電子メールにて問合せを行うこと。書式は自由とするが、Ａ４版縦長で作成すること。その翌日から 7 日以内（土曜日、日曜日および祝日を除く）に、書面により回答する。

（9）優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、協会と仕様並びに価格等について協議の上、公益財団法人仙台観光国際協会の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、協会は次点交渉権者と協議を行うものとする。また、参加申込者が１者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、上記協議を行う。

10　契約方法

受託候補事業者は協会と契約を速やかに締結し、着手届（協会指定様式）を提出後、事業を実施する。

11　完了報告

受託事業者は企画提案書に基づいた事業完了後、下記提出書類一式を協会へ提出し報告を行う。

［完了報告書類］

・完了届（協会指定様式）

・完了報告書（任意様式・電子媒体及び紙媒体で各 8 部）

12　支払い方法

協会は事業完了後、上記「11 完了報告」により提出された報告書類一式の検査を経て委託料を受託事業者に支払うものとする。

13　契約に関する事項

（1）契約については、受託候補者と契約内容について協議し、業務委託契約を締結する。なお、受託候補者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

（2）決定された企画提案書の内容は、契約時に採用することを基本とするが、そのまま実施することを担保するものではなく、業務内容および委託費について、委託者および受託者の協議の上、業務委託限度額の範囲内で変更する場合がある。

（3）仕様書は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約締結にあたっては、提案書等の内容の範囲内において変更を行う場合がある。

（4）本業務の契約は、協会の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間若しくは業務

委託料の変更が必要になった場合に限り、変更することができる。

14　その他

（１）提出された書類は返却しない。

（２）参加申込後に辞退する場合には、参加に係る必要書類の提出期日までに辞退届（任意書式）を提出すること。

（３）本要領について疑義が生じた場合は、協会の解釈による。